

平成27年度 第2回

鳥取市社会教育委員会議及び公民館運営審議会、生涯学習推進協議会

日 時 平成27年11月2日（月）

午前10時～11時30分

場 所 鳥取市文化センター2階 大会議室

— 日 程 —

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

○「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」の策定について……………p. 2

4 報告事項

○基幹公民館の位置づけについて……………p. 4

5 その他

6 閉 会

鳥取市社会教育委員（公民館運営審議会委員、生涯學習推進協議会委員）名簿
 （任期：平成27年6月1日から平成29年5月31日まで）
 （順不同、敬称略）

委員区分	氏 名	委員選出機関等	備考
学校教育 関係者	橋 本 佳 忠	鳥取市小学校校長会	久松小学校・小委員会委員
	中 嶋 聖	鳥取市中学校校長会	桜ヶ丘中学校
社会教育 関係者	徳 田 昌 子	鳥取市連合婦人会	
	竹 森 貞 美	鳥取市自治連合会	
	松 本 伸 一	鳥取市スポーツ推進審議会	
	山 下 多恵子	鳥取市人権教育協議会	
	稻 垣 晴 雲	鳥取市文化団体協議会	
	懸 樋 勉	鳥取市公民館連合会	副会長・小委員会委員
	森 田 秀 雄	鳥取市老人クラブ連合会	
家庭教育 関係者	吉 澤 春 樹	鳥取市小学校 P T A 連合会	城北小学校・小委員会委員
	森 村 仁 志	鳥取市中学校 P T A 連合会	鹿野中学校
	米 沢 伸 明	青少年育成鳥取市民会議	
学識 経験者	土 井 康 作	鳥取大学	会長・小委員会委員
	外 川 正 明	鳥取環境大学	
	矢 芝 好 美	地域代表（鳥取北・東地区）	国府町
	加賀田 英 夫	地域代表（鳥取南地区）	用瀬町
	奥 田 志磨子	地域代表（鳥取西地区）	気高町
公募委員	浜 江 康 雄		小委員会委員
	西 上 洋 治		
	大 西 保 江		

(注) 鳥取北・東地区：鳥取地域、国府町、福部町
 鳥取南地区：河原町、用瀬町、佐治町
 鳥取西地区：気高町、鹿野町、青谷町

協議事項 「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」の策定について

1. これまでの検討

平成27年 7月 1日 鳥取市社会教育委員会議及び公民館運営審議会、生涯学習推進協議会
9月 9日 第1回小委員会
10月19日 第2回小委員会

2. 新方針案の概要

I 基本方針の概要

1 基本方針の目的、期間

○方針の役割として「本市における生涯学習振興行政の核」となること、関係者と「めざす方向性を共有し連携・協力を図ること」を記載。
○方針の期間は平成32年度までの5年間。

2 生涯学習とは

記載を全面改訂。生涯学習概念を簡単に説明するとともに、「学校教育」「家庭教育」「社会教育」の関係を記載。

II 基本的な考え方

1 基本理念

○教育基本法第3条「生涯学習の理念」を掲載。
○「生涯にわたって自由に学ぶ」ことに加え、「学んだ成果を活かし、身近なところから社会をよりよい方向へ変えていくことができるしくみの実現」を提示。
○方針の基本理念を『豊かな人生・豊かな社会を築く生涯学習』へ。

2 基本目標

○現行方針の(2)と(3)の一部を統合し、新しい(3)として「地域の教育力を高め、課題を解決する生涯学習」を記載。

3 基本施策

○各項目《主な取組》を目標に合わせて整理。とりわけ(5)は大きく改訂。
○基本目標の順に合わせて(2)と(3)の掲載順を入れ替え。

III 施策の推進に当たって

1 総合的な推進体制

○文言の修正のみ

2 進行管理

○教育委員会の役割を、生涯学習の「情報の収集と整理、取組の検証・点検」と「評価結果に基づき課題などを把握し、改善を図るもの」と記載。

3. スケジュール

月別	鳥取市生涯学習推進本部 (推進本部と略)	鳥取市社会教育委員会議 ※委員は、公民館運営審議会委員及び生涯学習推進協議会委員を兼務)
5月	第1回 推進本部 ・基本方針の策定及びスケジュールの決定	
6月		
7月	・事務局による生涯学習施策に関する部署へのヒアリング ・事務局による基本方針（素案）の作成 ・事務局による基本方針（素案）に関する部署との調整 ・事務局による基本方針（素案）修正	第1回 委員会議 ・基本方針の策定及びスケジュールの説明
8～9 月		第1回 小委員会
10月		第2回 小委員会
11月	・事務局による基本方針（案）の修正	第2回 委員会議 ・基本方針（素案）の検討 ・修正後の素案の検討 (文書による)
12月	インターネットモニターアンケートの実施	
1月	市民政策コメントの実施	
2月	第2回 推進本部 ・基本方針（最終案）の審議・決定	第3回 委員会議 ・基本方針の報告
3月	教育委員会へ報告 広報パンフレットの作成	

報告事項 基幹公民館（新市域の中央公民館）の位置付けについて

新市域にある基幹公民館（旧中央公民館）のより一層の利活用を図るため、基幹公民館の設置に関する位置づけを、現在の『鳥取市公民館条例』から『鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理条例』に基づく施設に移管することを検討しています。

1 基幹公民館の位置付け検討に関する経緯

- H16.11 基幹公民館設置
- H20.4 地区公民館業務を教育委員会から市長部局へ補助執行
- H21.1 『分室のあり方検討会議』で“基幹公民館は当面存続”と確認
- H23.1 『分室のあり方検討会議』で“分室は存続、分室と基幹公民館の職員を兼務”と決定
- H23.4 教育委員会分室と基幹公民館の職員兼務スタート
- 中央公民館長会議で『改めて基幹公民館のあり方を検討』と確認
- H24.3 基幹公民館の今後のあり方[中間まとめ]策定

※基幹公民館はH26.4.1に廃止

◆この後も基幹公民館の位置付けについては継続して検討

2 現状の課題

- 基幹公民館の設置目的が不明確（社会教育の拠点施設↔コミュニティ活動の拠点施設）
- 基幹公民館と教育委員会分室それぞれの事業対象が同一地域（旧町村を単位とした地域）のため、地域住民からみるとそれぞれの役割等が不明確
- 公共施設の有効な利活用についてニーズが広がる中で、基幹公民館は営利目的では利用不可（社会教育法第23条関係）など

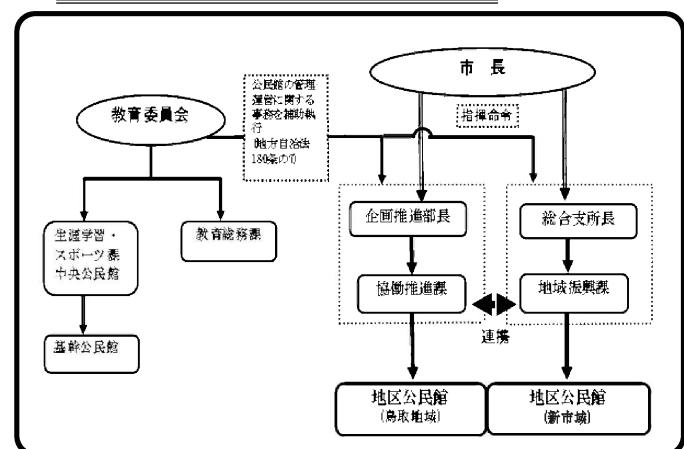
3 位置付けの変更に伴う事業・人員配置

現在、基幹公民館が実施している事業は、全て教育委員会分室の事業とすることを基本とする。分室職員については基幹公民館との兼務を解除し、基幹公民館の嘱託職員を分室職員とする。※基本的に事業、職員数・体制に変更なし

4 今後の予定

- H27.10 各地域の地域振興会議で意見交換
- H27.11 各教育委員会分室で方針を検討
関係条例の改正準備
- H28.2 平成28年2月議会に関係条例を提案
- H28.4 基幹公民館の位置付け変更

※補助執行に伴う指揮命令の変更



第2次鳥取市生涯学習推進基本方針

I 基本方針の概要

1 基本方針の目的、期間

(1) 基本方針の目的等

本市では、これまで平成24年度からの「鳥取市生涯学習推進基本方針」(以下「基本方針」といいます。)等に基づいて様々な生涯学習に関する取組を進めてきました。それらは今日、一定の成果を上げ、多くの地域で生涯学習活動が活発に繰り広げられています。

引き続きさらなる生涯学習の振興を図るとともに、前回策定以降の社会情勢の変化をふまえ、この度、基本方針を改定することとしました。「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を目指して基本方針に基づく各種取組を推進していきます。

本方針は、本市における生涯学習振興行政の核として、取組の基本的な方針を定めるためのもので、地域の住民や家庭、学校、企業、大学、さらにNPO等の諸団体と行政¹のめざす方向性を共有し連携・協働を図るために活用します。

(2) 基本方針の期間

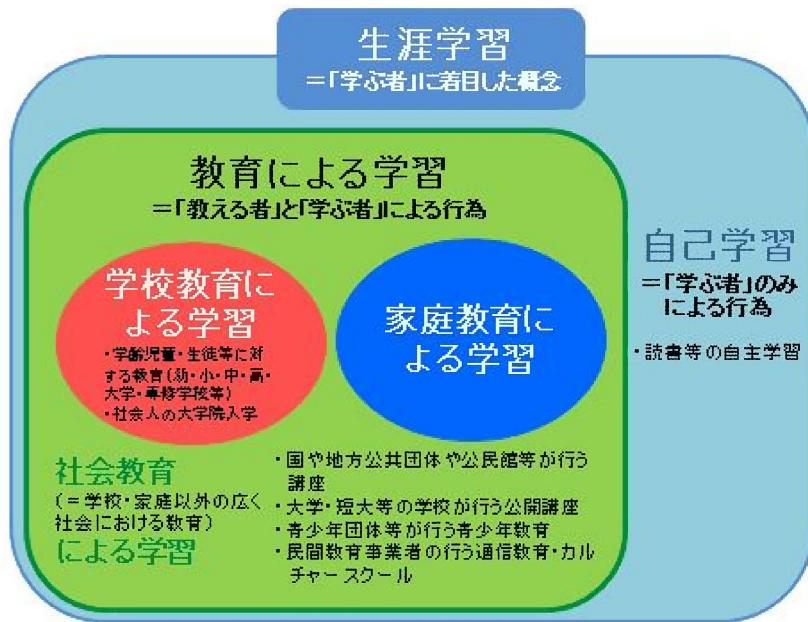
この方針の期間は、本市教育の方向性を示す「鳥取市教育振興基本計画」(以下「基本計画」といいます。)の計画期間にあわせ、平成32年度までとします。

2 生涯学習とは

生涯学習とは、ひとりひとりが自分の人格を磨き、豊かな人生を送るために行うあらゆる学習のことを言います。乳幼児期から高齢期に至るまで、生活に必要な知識や技能を身につけるために行う学習、スポーツや文化、趣味の活動において行われる学習も含んだ広範な概念です。

生涯学習を簡単に整理した図が次のものです。教育は大きく、学校で行われる「学校教育」、家庭で行われる「家庭教育」、社会で行われる「社会教育」の3つに分類されます。本市において、社会教育は生涯学習振興の核であり、様々な教育の基礎でもあると捉え、基本計画を具体的に策定し、取り組みを進めています。

¹ 行政とは、教育委員会に限らず鳥取市役所の全部署を含みます。また、ここでは公民館や市所管の各種施設も含みます。



(平成23年文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会 第50回資料より)

II 基本的な考え方

1 基本理念

教育基本法第3条では生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。この理念の実現のため、市民が自発的に、生涯にわたって自由に学ぶことができる環境が必要です。また、学んだ成果を活かし、身近なところから社会をよりよい方向へ変えていくことができるしくみの実現を目指します。

さらに、地域の住民や各機関・諸団体等と行政が、それぞれ持つ力を向上させ、相互に連携・協働することにより、学びを通じた新しい時代の地域づくりを推進します。

これらを踏まえ、この方針の基本理念を次のとおりとします。

『豊かな人生・豊かな社会を築く生涯学習』

2 基本目標

この方針の基本理念を実現して行くにあたり、以下の三つを基本目標として総合的に推進します。

(1) 誰もが学べる生涯学習

一人ひとりの状況に応じた学習機会が得られ、学習が継続できる環境の整備に努めます。「子育て世代」、「高齢期」等の生涯各期にわたり、時代の変化に対応し生活に必要となる技能・知識の習得や社会的課題の学習、自己のいきがいづくりなど様々な学習機会の充実を図ります。

(2) 学んだ成果を活かし地域をつくる生涯学習

学習成果を地域で活かすことができる仕組みを進めます。学習が活動に結び付く実践的な学習機会の提供や、成果を発表する場を設けることによって、つながりの

ある地域社会を目指します。

(3) 地域の教育力を高め、課題を解決する生涯学習

地域の住民や各機関・諸団体等、行政の連携・協力を進め、地域の目標や課題意識を共有し、課題解決に取り組むことを目指します。それによって地域社会の教育力を高め、学びを通じた地域づくりを進展します。

3 基本施策

基本目標を達成するため、次に掲げる基本施策に基づき、市民一人ひとりの学習活動を積極的に支援していきます。

(1) 市民が生涯にわたって学べる学習機会の充実

自分の人格を磨き、豊かな人生を送るためにには、学校教育の期間と場だけではなく、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期等、それぞれのライフステージにおいて、様々な場所や方法で学習活動ができることが大切です。

このため、市民が生涯にわたって学ぶことができる学習機会の充実を推進とともに、市民の健康づくりやいきがいづくりのための各年代に応じた生涯スポーツ活動を支援します。

《主な取組》

- 人格形成の基礎を培う幼児教育の実践
- 青少年及び成人の社会的知識向上を図る学習、高齢者の生きがいづくりをめざした学習の推進
- 「学び直し」や新たな学びへの挑戦ができる機会の提供
- 各年代に対応した健康づくり及びスポーツ・レクリエーション活動の支援
- 世代間交流や地域間交流の活性化を図る取組

(2) だれでも学べる多様な学習形態や情報提供の充実

個人の要望や社会の要請に応じるためには、多様な内容や形態の学習機会が必要です。

誰もが必要に応じた学習機会に出会えるよう、様々な事業の情報を収集・整理するとともに、様々なメディアを活用した広報活動に取り組むなど情報提供を充実させます。また、誰もが学習活動に参加できる環境を整備するとともに、情報通信技術を活用して、時間や場所の制約を受けない学習形態の充実に努めます。

《主な取組》

- 生涯学習事業の情報提供及び学習相談への適切な対応
- 誰もがその能力や状態に応じて学習活動ができる機会の充実
- 情報通信技術を活用した学習の推進

(3) 社会的課題に関する学習機会の充実

趣味や教養などの学習だけでなく、現在の社会情勢に対応した人づくり・地域づくりを進めるためには、それぞれが置かれている社会の課題に対する学習機会が提

供されることが重要です。このため、社会的な課題に対して、一人ひとりが「市民」として主体的に考え、責任をもち、解決していく力を育む学習機会を充実させます。

《主な取組》

- 人権、男女共同参画に関する学習の推進
- 防災、安全、消費生活等の生活に関する学習の推進
- 福祉、健康に関する学習の推進
- リサイクル、ごみ問題等環境に関する学習の推進
- 平和、国際理解に関する学習の推進
- 情報モラル・リテラシーに関する学習の推進

(4) 学習した成果を活かす仕組みづくりと人材育成

単に学習を個人の知識・教養の向上だけにとどめるのではなく、その成果を地域社会の発展に活かしたいという意識が高まっています。このため、学習により身についた知識・技能・経験を発表する機会や、実践・活用する場の充実に努めます。

また、生涯学習推進にあたっては「人づくり」が重要であり、学習活動で培った成果を地域に還元できるよう、指導者やボランティアの人材育成に取り組みます。

《主な取組》

- 指導者やリーダー、コーディネーター等の養成
- 各種展示、発表会の開催
- ボランティアの育成及び活動の活性化
- 人材登録制度の充実

(5) 地域社会の課題解決力・教育力向上と家庭教育の強化

人口減少、少子高齢化の進展、地域社会の人間関係の希薄化等、現代社会は常に変化しており、それに伴う様々な課題が発生しています。

このため、地域の住民や各機関・諸団体等や行政が連携し一体となって、地域社会の目標と課題意識を共有し、情報提供や学習機会の充実によって課題解決に努めています。

家庭での教育は、すべての教育の出発点として、子どもに基本的な生活習慣や生活能力を身につけさせ、人格の基礎を形成する重要な役割を担っています。このため、子育て中の親やこれから親となる人へ、家庭における教育の大切さについて学ぶ機会を充実させます。

また、地域全体で子どもたちを育む環境を整備するため、学校とPTAおよび地域団体、子ども会など子どもたちを取り巻く地域の住民や各機関・諸団体等が連携・協働して地域の教育力を向上していきます。

《主な取組》

- 地域が抱える課題解決に向けた学習機会の提供
- 家庭、地域における子育てに関する学習の推進及び情報の提供
- 学校内外での安全確保など子どもたちを育む地域ボランティアの育成

- P T A や子ども会等の子どもたちを取り巻く地域団体の組織強化と活動の充実
- 地域における子ども達の体験活動機会の充実

(6) 伝統文化・芸能・芸術の学びを通した継承及び活用と振興

地域の教育力を高めるためには、地域の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次の世代に受け継ぐことが重要です。これは、ふるさとを大切にする心を育くむとともに、特色ある地域づくりにもつながります。このため、郷土の伝統文化や芸能を学び、保存・保護・伝承・活用に努めます。

また、文化的に豊かな社会の醸成を促進するため、市民が文化芸術活動にふれることができる機会を充実させます。

《主な取組》

- 伝統芸能や地域に伝わる技能などの保存・伝承・発信のための取組
- 文化財への意識高揚に関する学習の推進
- 市民が自主的に行う文化芸術活動の支援と施設や環境の整備
- 文化芸術活動による交流の促進

(7) 生涯学習活動拠点の充実

生涯学習の場は、市民にとって安全・快適で使いやすい場所であることが望まれます。このため、市民が「いつでも　どこでも　だれでも　だれとでも　何でも　いつまでも」学習できる環境の整備・充実を図ります。

特に、地域住民に最も身近な地区公民館は、幅広い年齢層が活用しやすい、地域に根付いた施設となるよう、適切な運営に努めます。さらに、地域住民が一体となって課題解決に取り組む機運が生まれるよう、まちづくりの拠点としての機能も強化します。

また、図書館は市民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で極めて大きな役割を果たす施設です。その重要性を鑑みて「鳥取市図書館整備計画」に基づき施設の整備・充実を図ります。

その他、各種学校、博物館、青少年施設、スポーツ施設、公園やコミュニティ施設などの交流施設等も、生涯学習の拠点として十分に活用されています。それぞれの特色を活かし、より使いやすい魅力ある場となることを図ります。

《主な取組》

- 公民館の施設整備及び機能強化
- 学校教育施設の開放
- 図書館の整備及び管理運営
- 生涯学習拠点の適切な管理運営

III 施策の推進に当たって

1 総合的な推進体制

生涯学習に関する施策を効果的・効率的に進めるにあたっては、地域の住民や各機関・諸団体等・行政の連携・交流の強化は大変重要です。このため、次のような連携を図り、総合的な推進体制の整備に努めます。

(1) 市民との連携・協働

地域全体の力を高め、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる」地域づくりを推進するため、市民との連携・協働を一層強化します。

(2) 関係機関との連携

市民の多様な学習要望や社会の要請に応えるとともに、地域の課題解決を図るため、公民館・図書館・博物館等社会教育施設、学校、大学など高等教育機関、社会教育関連団体、NPO法人等との連携を密にしていきます。

(3) 庁内の連携体制

市長を本部長として設置している「鳥取市生涯学習推進本部」を中心に、全庁的な生涯学習振興行政の体系的な基盤整備を推進します。

2 進行管理

生涯学習の推進にあたっては、全庁による取組が必要不可欠です。教育委員会は、生涯学習振興行政の中核として、本市の生涯学習全体を把握し、情報の収集と整理、取組の検証・点検を行い、その評価結果に基づき課題などを把握し、改善を図っていきます。このため、次のような進行管理を行います。

(1) 各施策事業の進行管理

生涯学習推進事業の進行管理については、本市総合計画を戦略的に展開するために構築された「行政評価マネジメントシステム」を活用します。

また、市民委員で組織する鳥取市生涯学習推進協議会や社会教育委員をはじめ、市民の皆さんからの意見や助言などを施策に積極的に取り入れていきます。

(2) 方針の進行管理

各事業の進行管理を行う中で、この方針についても鳥取市生涯学習推進本部などで検証し、効果的な生涯学習振興施策が実施できるよう見直します。